

幼児期の教育・保育にかかわる
幼稚園・保育所・認定こども園の先生及び行政、小学校、保護者に向けた

大分県幼児教育振興プログラム

(改訂版)



しんけん遊ぶ子

～ ふれ^あ相う・みつめ^あ愛う・そだち^あ合う～

平成28年3月
大分県教育委員会

目 次

1 振興プログラム（改訂版）の基本的な考え方

- (1) 振興プログラム（改訂版）における幼児教育の範囲 …………… 1
- (2) 振興プログラム（改訂版）の趣旨 …………… 2
- (3) 振興プログラム（改訂版）の実施期間 …………… 2
- (4) 幼児教育をとりまく現状 …………… 3
- (5) めざす幼児教育と子どもの姿 …………… 4・6

2 基本方針と目標

- (1) 充実した幼児教育の提供 …………… 10
- (2) 専門性及び指導力の向上 …………… 13
- (3) 特別支援教育の充実 …………… 20
- (4) 関係機関等との連携の推進 …………… 23
- (5) 子育て支援の充実 …………… 26

3 補足資料

- ・ 保護者の皆様へ …………… 28



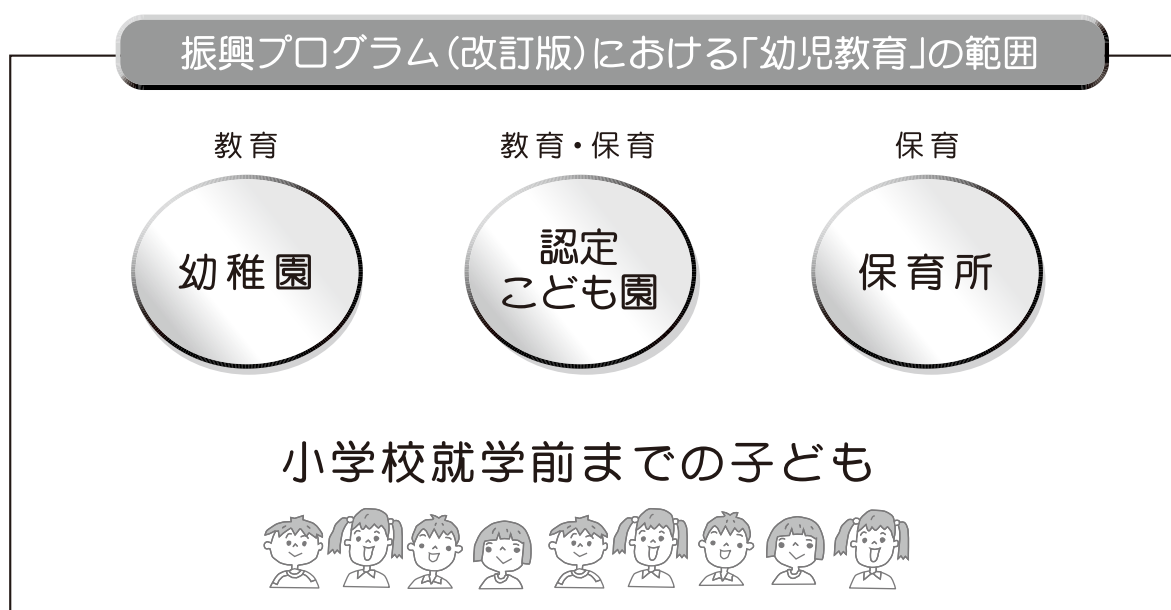
子どもたちの写真を見て、心の動きや眩きを想像してみてください。

1 振興プログラム（改訂版）の基本的な考え方

（1）振興プログラム（改訂版）における幼児教育の範囲

振興プログラム（改訂版）における「幼児教育」の範囲は、小学校就学前までの子どもを対象とした幼稚園・保育所・認定こども園において行われる教育・保育とします。

※「幼児期の教育」「幼児期の教育・保育」は「幼児教育」と同様の意味としています。



幼稚園・認定こども園・保育所の比較

	幼稚園	認定こども園	保育所
関係法令	<input type="checkbox"/> 学校教育法	<input type="checkbox"/> 認定こども園法	<input type="checkbox"/> 児童福祉法
施設	<input type="checkbox"/> 学校	<input type="checkbox"/> 学校（幼稚園型） <input type="checkbox"/> 児童福祉施設（保育所型） <input type="checkbox"/> 学校及び児童福祉施設（幼保連携型）	<input type="checkbox"/> 児童福祉施設
対象	<input type="checkbox"/> 満3歳～小学校就学前	<input type="checkbox"/> 0歳～小学校就学前	<input type="checkbox"/> 0歳～小学校就学前
教育・保育内容	<input type="checkbox"/> 幼稚園教育要領	<input type="checkbox"/> 幼稚園教育要領（幼稚園型） <input type="checkbox"/> 保育所保育指針（保育所型） <input type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（幼保連携型）	<input type="checkbox"/> 保育所保育指針

（２）振興プログラム（改訂版）の趣旨

大分県幼児教育振興プログラム（改訂版）は、県内のどこに住んでいても小学校就学前の子どもに対する豊かな教育の機会が保障されるように、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、行政、家庭、地域社会が取り組むべき幼児教育に関する指針です。

本県では、文部科学省が平成18年10月に「幼児教育振興アクションプログラム」を策定したことに伴い、幼稚園、保育所、認定こども園、学校関係者、学識経験者、保護者、行政関係者からなる委員に審議をいただいて、平成19年3月に「大分県幼児教育振興プログラム」を策定しました。

この間、市町村教育委員会、各学校、関係団体等と連携協力しながら、幼稚園教諭等の法定研修（新規採用教員研修、10年経験者研修）や幼稚園教諭、保育士、保育教諭等を対象とした研修会等を実施して指導力、専門性の向上に取り組んできました。そして、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が始まり、幼児教育の質の向上が改めて注目されることとなりました。

このような背景のもと、幼児教育の更なる振興と充実に向けて現行振興プログラムを見直し、改訂することにしました。

今後、この振興プログラム（改訂版）を踏まえて、本県における幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、行政、家庭、地域社会において、幼児教育の一層の振興・充実が図られることを期待するとともに、県として幼児教育の振興に努めていきます。

（３）振興プログラム（改訂版）の実施期間

平成28年度から平成37年度までの10年間
※ただし、国の動向により、必要があれば見直しを行う。

（４）幼児教育をとりまく現状

◎ 子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」をはじめとした子ども・子育て関連3法（※1）により、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に本格的にスタートしました。

（※1）子ども・子育て関連3法

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

◎ 県内の幼稚園、保育所、認定こども園数

子ども・子育て支援新制度により、学校及び児童福祉施設に位置付けられる幼保連携型認定こども園に移行した園が増えています。

大分県内の幼稚園、保育所、認定こども園数（園）

		公 立	私 立	合 計	割 合
幼 稚 園		121	38+(19)	159	27%
保 育 所		53+(9)	177+(6)	230	39%
認 可 外 保 育 施 設		0	116	116	20%
認 定 こども園	幼保連携型	3	50	53	9%
	幼稚園型	0	19	19	3%
	保育所型	9	6	15	2%
	地方裁量型	0	0	0	0%
県 全 体		186	406	592	100%

（平成27年5月1日現在）

※幼稚園は、幼稚園数+（認定こども園幼稚園型の園数）で記載。

幼稚園型認定こども園が学校教育法上「幼稚園」の位置付けのため。

※保育所は、保育所数+（認定こども園保育所型の園数）で記載。

保育所型認定こども園が児童福祉法上「保育所」の位置付けのため。

（5）めざす幼児教育とこどもの姿

めざす幼児教育

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、人とかかわる力、思考力、感性、表現する力などをはぐくみ、人間として、社会とかかわる人としての生きる力の基礎を培うことが大切になります。そのためには、遊びを中心とした生活を通して、発達に必要な経験が得られるように保育者による意図的・計画的な指導が必要です。

本県では、小学校の前倒しのような早期教育を行うのではなく、幼児期の発達の特性に応じた『遊び』を大切にされた生活を通して、生きる力の基礎を培う幼児教育をめざします。

遊びを大切にする幼児教育



協同性

「いっしょにしようよ」

感性

「風は気持ちいいなあ」

思いやり

「だいじょうぶだよ、がんばって」

規範意識

「そんなことしたらだめだよ」

折り合い

「ほくもやりたいな」「いいよ」

主体性

「今日も昨日のつぎをするぞ」



生活習慣

「あそんだ後は、手をあらうよ」

思考力

「こうしたら、うまくいくぞ」

「遊び」を通して、生きる力につながる
いろいろなことを学んでいるんだよ



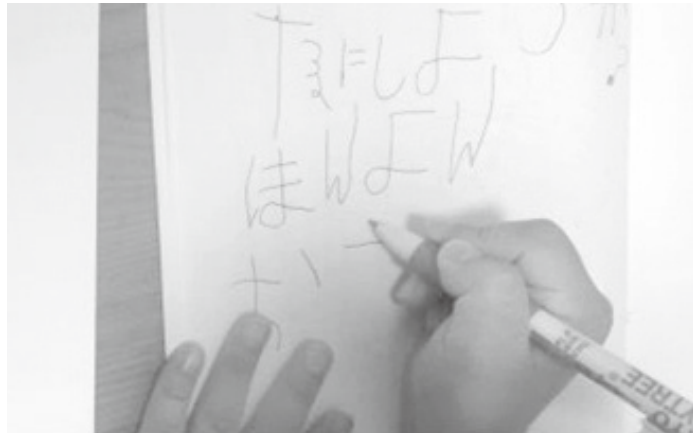
トピック 1

【 砂遊び 】



幼児期の子どもたちは、友だちと一緒に遊ぶ中で、話し合ったり、ルールを守ったり、協力したり、人間関係を育む上で必要な力を身に付けていきます。また、五感（視覚・聴覚・味覚・触覚・嗅覚）を通して遊ぶ体験は、豊かな感性や学ぶ意欲を向上させ、創造力や想像力を育みます。砂は水を含むと固くなること、水は高いところから低いところへ流れることなど、小学校以降の学びにつながる事象も遊びを通して気づいていきます。

【 文字遊び 】



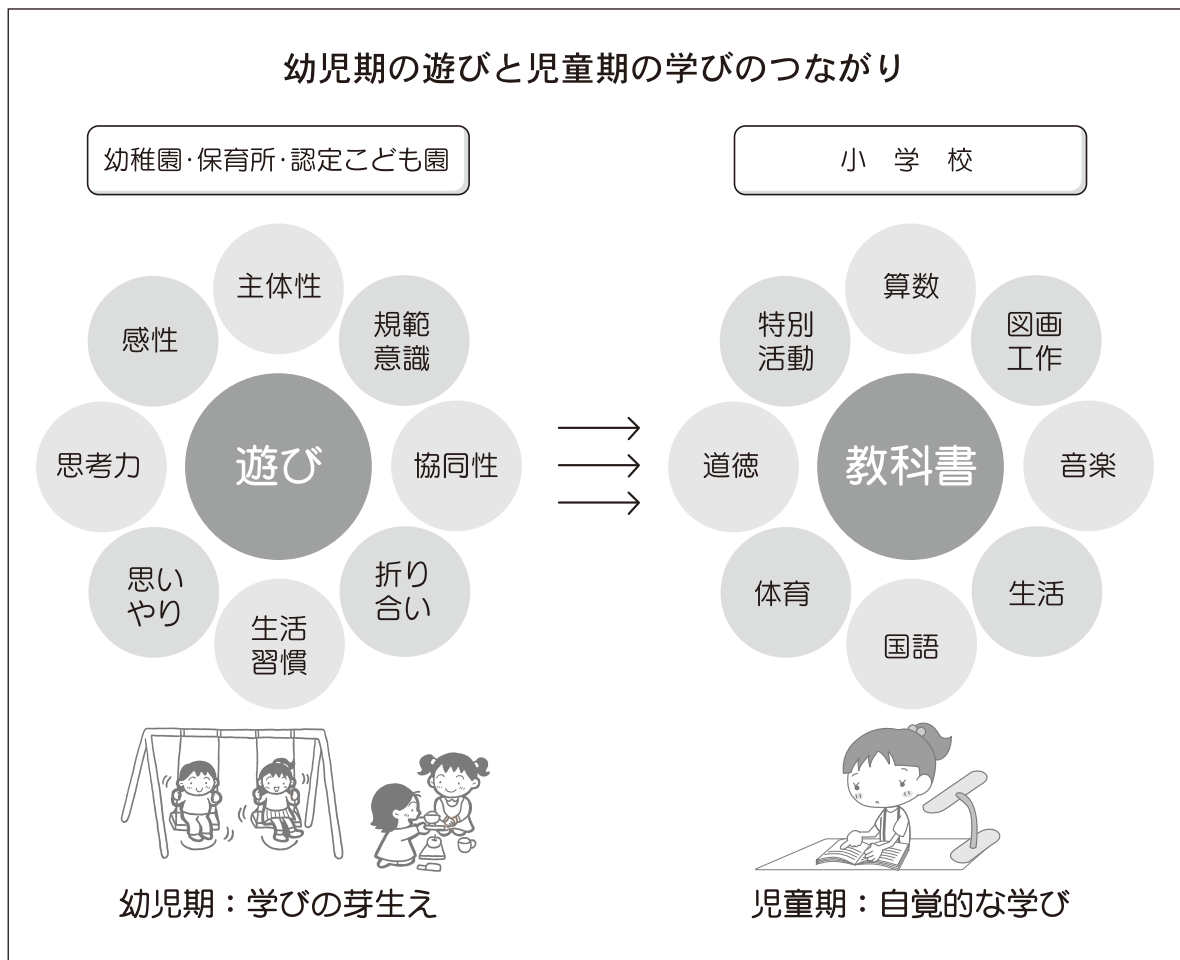
文字の習得については、小学校入学後に担任の先生が丁寧に指導します。幼稚園・保育所・認定こども園では、小学校入学前にドリルを使って文字を一律に全員に覚えさせることではなく、文字を書きたいという心情を育てることが大切です。子どもは、見よう見まねで知っている文字を書く経験から、文字の意味にも興味を抱き始めます。写真の子どもは、絵本の読み聞かせの経験から、気に入った絵本の話の続きを書こうとしています。この心情が小学校以降の学びにつながっていきます。

めざすこどもの姿

幼児期の子どもは、遊びを中心とした生活を通して、小学校以降の学びや生活の基盤につながる様々な芽生えを身に付けています。幼児期の遊びの充実が小学校以降の学びの充実につながります。そのため、ただ遊ぶということではなく、夢中になって遊ぶ子どもを育てていくことが大切です。夢中になって遊んだ経験のある子どもは、大人になってからの育ちに大きな影響があるということも研究で明らかにされています。

そこで、大分県の幼児教育は「夢中になって遊ぶ子」の育成をめざし、めざす子どもの姿を方言を使って『しんけん遊ぶ子』という言葉でより強く表しています。

しんけん遊ぶ子



トピック 2

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について

（※報告）より抜粋

幼児期から児童期にかけては、学びの芽生えの時期から自覚的な学びの時期への円滑な移行をいかに図るかが重要となる。

「学びの芽生え」とは、学ぶということを意識しているわけではないが、楽しいことや好きなことに集中することを通じて、様々なことを学んでいくことであり、幼児期における遊びの中での学びがこれに当たる。一方、「自覚的な学び」とは、学ぶということについての意識があり、集中する時間とそうでない時間（休憩の時間等）の区別がつき、与えられた課題を自分の課題として受け止め、計画的に学習を進めることであり、小学校における各教科等の授業を通じた学習がこれに当たる。

幼児期は、自覚的な学びへと至る前の段階の発達の時期であり、この時期の幼児には遊びにおける楽しさからくる意欲や遊びに熱中する集中心、遊びでの関わりの中での気付きが生まれてくる。こうした学びの芽生えが育っていき、それが小学校に入り、自覚的な学びへと成長していく。

すなわち幼児期から児童期にかけての時期は、学びの芽生えから次第に自覚的な学びへと発展していく時期である。このため、幼児期から児童期にかけては、学びの芽生えと自覚的な学びの両者の調和のとれた教育を展開することが必要である。一方、児童期の教育においては、自覚的な学びの確立を図るとともに、楽しいことや好きなことに没頭する中で生じた驚きや発見を大切に、学ぶ意欲を育てるといった活動を適宜取り入れることが大切である。

※報告 平成22年11月11日

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の
在り方に関する調査研究協力者会議

トピック 3

年齢別による発達の特徴

おおむね 6 か月未満

視覚や聴覚などの感覚の発達は目覚しく、これにより、自分の取り巻く世界を認知し始める。

おおむね 6 か月から 1 歳 3 か月未満

一人歩きによって、自由に移動できる喜び、好奇心が旺盛になっていく中で、身近な環境に働きかける意欲を高めていく。

おおむね 1 歳 3 か月から 2 歳未満

体を使って遊びながら様々な場面やものへのイメージを膨らませ、そのイメージしたものを遊具などで見立てて遊ぶようになる。

おおむね 2 歳

歩いたり、走ったり、跳んだりなどの基本的な運動機能が伸び、自分の体を思うように動かすことができるようになる。

おおむね 3 歳

遊びの多くは場を共有しながらそれぞれが独立して遊ぶ、いわゆる平行遊びとして、平行して遊びながら他の園児の遊びを模倣したり、遊具を仲立ちとして園児同士で関わったりする姿がある。

おおむね 4 歳

想像力の広がりにより、現実に体験したことと、絵本など想像の世界で見聞きしたこととを重ね合わせたり、心が人だけでなく他の生き物や無生物にもあると信じたりする。その中でイメージを膨らませ、物語を自分なりにつくったり、世界の不思議さや面白さを味わったりしながら遊びを発展させていく。

おおむね 5 歳

縄跳びやボール遊びなど、体全体を協応させた複雑な運動をするようになるとともに、心肺機能が高まり、鬼ごっこなど集団で行う遊びなどで活発に体を動かし、自ら挑戦する姿が多く見られるようになる。

おおむね 6 歳

ごっこ遊びが活発に展開され、遊びの中で役割分担が生まれる。園児はその役割を担うことで、協同しながら遊びを持続し、発展させていく。また、園児はごっこ遊びの中で、手の込んだ流れと様々な役割を考え出し、遊びはより複雑なものとなっていく。そうしてこうした遊びを試行錯誤しながら満足いくまで楽しもうとするようになる。



(幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説より抜粋)

2 基本方針と目標



改訂版では、基本方針を5つに設定しています。この基本方針をもとに、方針ごとに目標を設定して、県、市町村、設置者、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校が取り組む内容を具体的に示しています。

※本ページ以降、下の言葉は次のような意味を表しています。

園・・・幼稚園、保育所、認定こども園を1つにまとめた言い方

保育者・・・幼稚園教諭、保育士、保育教諭を1つにまとめた言い方

基本方針（１）充実した幼児教育の提供

幼児教育の振興を図る上で大切なことは、充実した幼児教育を提供するための環境整備です。平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まりましたが、地域の子育て支援の量の拡充や幼児期の教育・保育の質の向上が求められています。県内すべての小学校就学前の子どもたちが質の高い幼児教育を受けられるように、県や市町村はこれまで以上に幼児教育の振興を推進させる必要があります。

目標 1 幼児教育の振興

〔県〕

- 大分県幼児教育振興プログラム（改定版）の周知を図ります。
- 市町村版幼児教育振興プログラムの策定や改訂を推進します。
- 幼稚園における3年保育を働きかけます。

〔市町村〕

- 市町村版幼児教育振興プログラムの策定や改訂を図りましょう。
- 域内の実態やニーズに応じて、幼稚園、保育所、認定こども園等の施設を選択、活用できるように整備しましょう。
- 質の高いきめ細やかな幼児教育を受けられる機会の確保や環境の整備を推進しましょう。

市町村における幼児教育に関する政策プログラムの策定状況

幼児教育に関する政策プログラム	市町村
策定済み	7
策定予定	3
未定	8

(H26年度幼児教育実態調査)

公立・私立幼稚園における保育年限（園）

		1年保育	2年保育	3年保育	合計園数
公立 幼稚園	平成11年度	133	46	5	184
	平成17年度	102	46	10	158
	平成27年度	77	38	6	121
私立 幼稚園	平成11年度	—	2	69	71
	平成17年度	—	1	70	71
	平成27年度	—	—	38	38

※平成17年度の私立幼稚園は認定こども園ではないため、平成27年度の私立幼稚園数は、幼稚園型認定こども園を含めていない。

※保育所、認定こども園は0歳～小学校就学前までの就園が基本なので含んでいない。

目標 2

保育者を取りまく環境整備の充実

〔 県 〕

- 幼稚園教諭免許更新講習に関する情報を提供します。
- 幼稚園教諭免許及び保育士資格の併有率を促進します。
- 専任園長の配置を推進します。
- 幼児教育に関する専門的なアドバイザー等の配置を推進します。

〔 市町村 ・ 設置者 〕

- 幼稚園教諭免許更新制度対象者への支援を充実しましょう。
- 幼稚園教諭免許及び保育士資格の併有者を増やしましょう。
- 専任園長の配置に努めましょう。
- 幼児教育の専門的な指導助言ができるアドバイザー等の配置を検討しましょう。

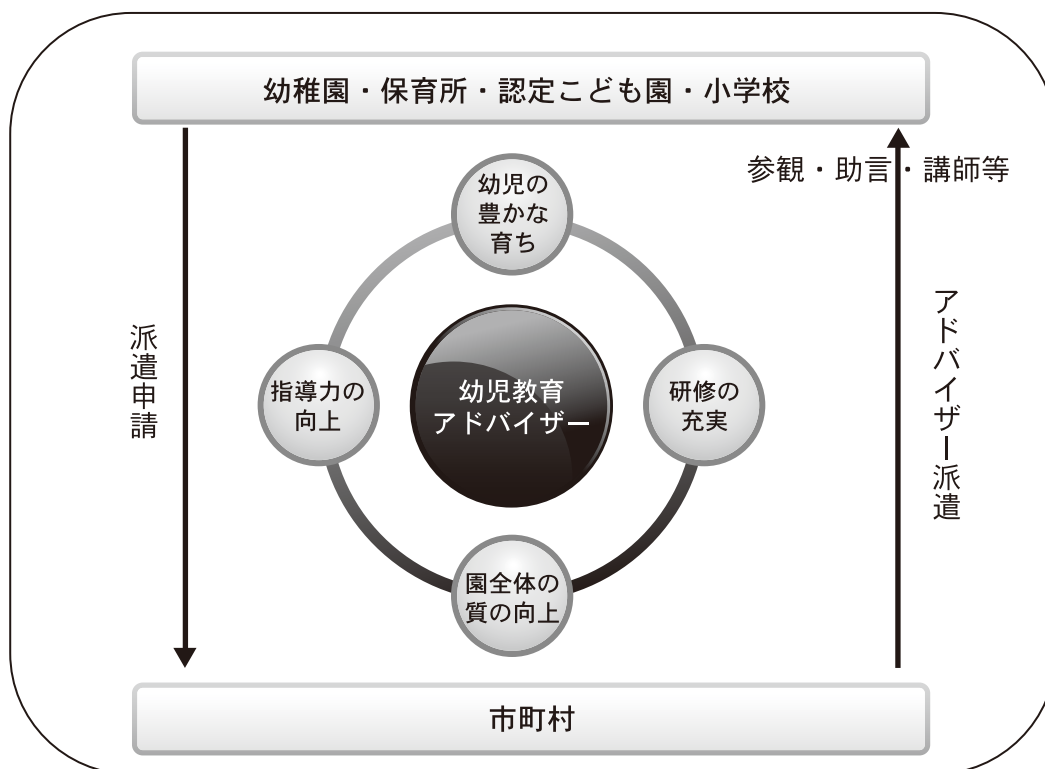
トピック 4

幼児教育アドバイザー

平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が本格的に施行され、市町村は、これまで以上に、域内の幼児教育の振興に主体的に努めることとなりました。

幼稚園、保育所、認定こども園に通う全ての子どもたちが健やかに成長するためには、園の教育・保育活動を充実させることが大切になります。

専門的見地から指導・助言できる経験豊富な退職教員等を『幼児教育アドバイザー』として活用することも今後検討する必要があります。全ての幼稚園、保育所、認定こども園の教育・保育の充実や小学校の幼児教育理解推進に向けて今後期待される取組のひとつです。



- 市町村が退職教員又は現職の幼児教育従事者をアドバイザーに任命する。
- 公立私立問わず、地域の幼稚園、保育所、認定こども園で助言を行う。
- 市町村の研修会や会議等において講師として助言を行う。
- 小学校の教職員の幼児教育理解に向けて小学校訪問の際に助言を行う。

基本方針（2）専門性及び指導力の向上

子どもたちは、遊びを中心とした生活を通して、様々なことを学んでいます。そのため、幼児期にふさわしい生活や遊びが各園で展開されることが重要です。主体的に遊んだり、友だちと協同的に遊んだりすることができるような環境を整えることが必要になります。

そのためには、幼児期の教育・保育に携わる保育者の専門性と指導力の向上は欠かせません。一人一人の興味や関心、必要な学びを見取り、小学校教育への接続を見通した意図的・計画的な指導が必要になります。

目標 3 乳幼児期と小学校教育への接続を踏まえた、幼児教育の充実

〔 県 〕

- 幼稚園教育要領等の理解を深める研修会を実施します。
- 遊びを中心とした生活を通して学ぶという幼児教育の意義を周知します。
- 小学校教育について理解を深めるための情報提供及び研修を実施します。

〔 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 小学校 〕

- 幼稚園教育要領等の趣旨や内容の理解を深めましょう。
- 一人一人の思いや願いを受け止め、安心して生活ができるようにしましょう。
- 心情、意欲、態度等の情意面を大切に育てましょう。
- 子どもが主体性を発揮して遊ぶことができるように支援しましょう。
- 多様な遊びを通して、体を動かす喜びを育てましょう。
- 豊かな人間関係が築けるように、協同的な遊びになるように支援しましょう。
- 自立への基礎を養うために、自分のことは自分でできるように支援しましょう。
- 動植物を継続的に飼育栽培して、命を大切に作る心を育てましょう。
- 小学校教育の前倒しのような早期教育にならないようにしましょう。
- 乳幼児期の育ちを理解して、3歳以降の教育を充実させましょう。
- 小学校は、幼児教育の成果を生かして、入学後の教育の充実を図りましょう。

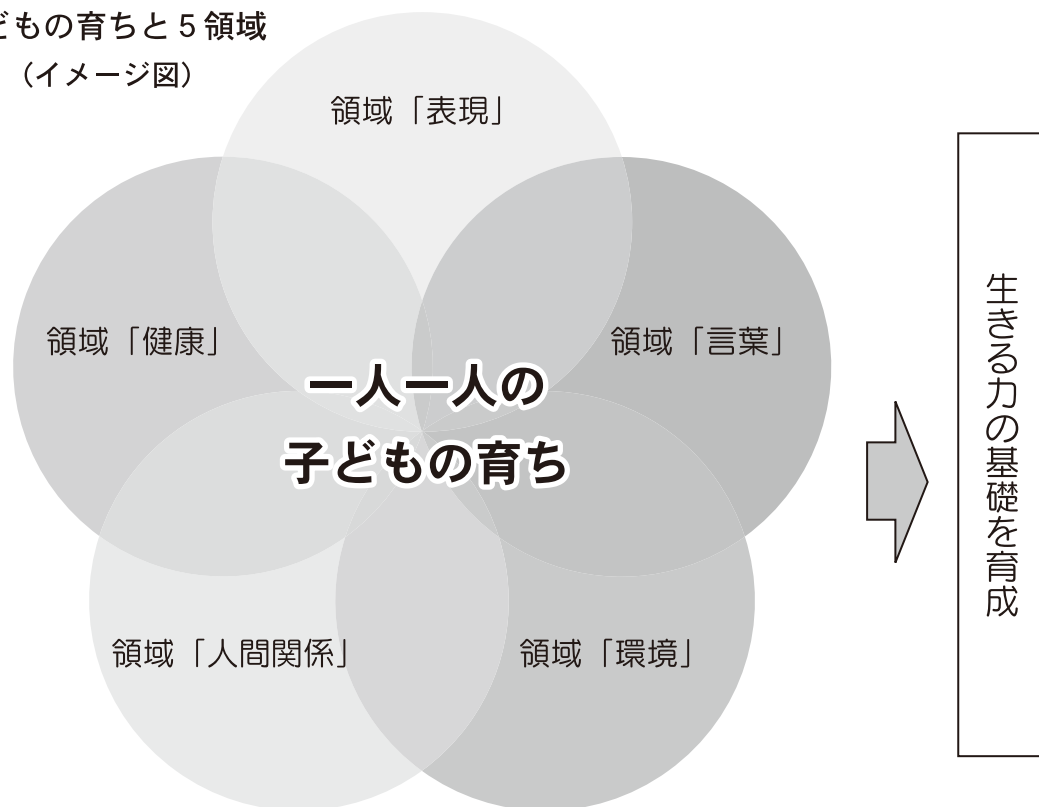
トピック 5

幼児期の教育・保育

幼児教育は、施設ごとに、下のような要領や指針を根幹として教育・保育を行っています。3歳以上の内容やねらいについては、相互に整合性がとられています。

- 幼稚園及び幼稚園型認定こども園・・・・・・・・・・幼稚園教育要領（文部科学省）
- 保育所及び保育所型認定こども園・・・・・・・・・・保育所保育指針（厚生労働省）
- 幼保連携型認定こども園・・・・・・・・・・幼保連携型認定こども園教育・保育要領
（内閣府・文部科学省・厚生労働省）

子どもの育ちと5領域
(イメージ図)



※発達の側面から5つの領域を示している。これらは、幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものである。

(文部科学省幼稚園担当者会議資料より)

目標 4

教育・保育の質を高めるカリキュラムの充実

〔県〕

- カリキュラム・マネジメント（※1）を推進します。
- 幼稚園教育課程大分県協議会を実施します。
- 幼稚園教育課程中央協議会の参加を支援します。
- アプローチカリキュラム（※2）の編成、実施を促進します。

〔幼稚園・保育所・認定こども園・小学校〕

- カリキュラム・マネジメントを通して、教育活動を充実させましょう。
- 教育課程・保育課程をPDCAサイクル（※3）で改善しましょう。
- 子どもの思いや願いをかなえる指導計画を立てましょう。
- アプローチカリキュラムを編成して実施しましょう。
- 小学校は、幼児教育の成果を生かしたスタートカリキュラム（※4）を編成して学びをつなぎましょう。

（※1）カリキュラム・マネジメント

学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと（条件作りや整備も含む）。

（※2）アプローチカリキュラム

幼稚園、保育所、認定こども園に通う小学校入学前の5歳児（6歳児）を対象として、幼児教育の特性を踏まえつつ、小学校以降の生活や学習の基盤の育成を図るための指導計画のこと。

（※3）PDCAサイクル

計画（Plan）に基づき実践し（Do）、その実践を評価し（Check）、改善（Action）に結び付けていくという業務管理手法の一つ。

（※4）スタートカリキュラム

遊びを中心とした幼稚園、保育所、認定こども園の生活から、教科学習や時間割による小学校の学習活動に円滑に接続できるよう工夫された指導計画のこと。

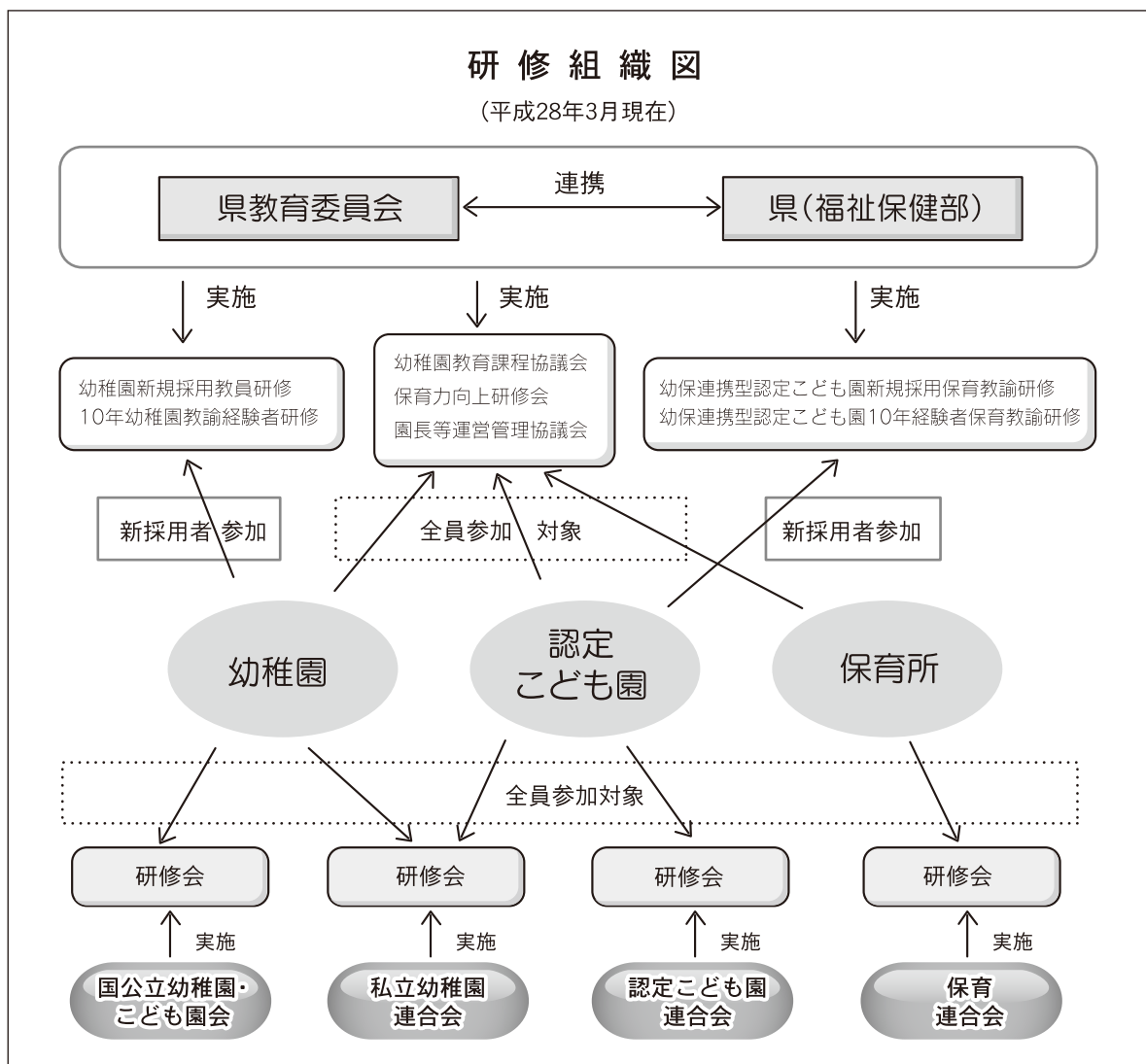
目標 5 専門性向上のための研修の充実

〔 県 〕

- 現場のニーズや今日的課題に応じた研修会や協議会を実施します。
- 関係団体、関係各課と連携した幼稚園、幼保連携型認定こども園の法定研修を実施します。

〔 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 小学校 ・ 市町村 ・ 設置者 〕

- 積極的に研修会や協議会に参加して専門性や指導力を高めましょう。
- 研修で学んだことを教育・保育に生かして園全体で改善を図りましょう。
- 市町村や設置者は、研修に参加できる体制の整備に努めましょう。



トピック 6

研修について

幼児教育に携わる保育者は、専門性及び指導力の向上のため研修を受ける必要があります。行政や各種団体が主催する研修会において、最新の幼児教育に関する情報や指導方法を学び、園全体で共有していくことが今後益々求められていきます。それと同時に、設置者は、保育者が研修に参加しやすいような体制づくりを行う必要があります。

下の1～16は、全国で実施された幼稚園教諭初任者研修の研修内容例です。

《 研修内容例 》

- | | |
|------------------|---------------|
| 1. 指導計画の作成 | 10. 対人関係能力 |
| 2. 5領域を踏まえた総合的指導 | 11. 家庭・地域との連携 |
| 3. 環境の構成 | 12. 小学校教育との連携 |
| 4. カウンセリング | 13. 子育て支援への対応 |
| 5. 障がいのある幼児の理解 | 14. 学級運営 |
| 6. 安全に関する指導 | 15. 学校（園）運営 |
| 7. 食育（給食指導を含む） | 16. その他 |
| 8. 公務員（職員）倫理 | |
| 9. 社会性 | |

（平成26年度幼児教育実態調査より）



目標 6

学校評価の推進

〔 県・市町村 〕

- 学校関係者評価、第三者評価を促進します。
- 学校評価の結果の公開を推進します。

〔 幼稚園・保育所・認定こども園 〕

- 学校評価について理解を深め、全職員で学校評価を実施しましょう。
- 自己評価、学校関係者評価、第三者評価を実施して園の教育・保育の質を高めましょう。
- 学校評価の結果をホームページ等で広く公開しましょう。

学校評価の種類

自己評価 …………… 自己評価は、園長のリーダーシップの下で、当該学校の全教育職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うもの。

学校関係者評価 …… 学校関係者評価は、保護者、地域住民などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うもの。

第三者評価 …………… 第三者評価は、その学校に直接かかわりをもたない専門家等の第三者が、自己評価及び学校関係者評価の結果等も資料として活用しつつ、教育活動その他の学校運営全般について、専門的・客観的（第三者的）立場から評価を行うもの。

（幼稚園における学校評価ガイドラインより抜粋）

目標 7

組織力の向上の推進

〔 県 〕

- 組織マネジメントを取り入れた幼児教育を推進します。
- 園の管理運営に関する研修会を実施します。
- 園全体の質を高めるため、園長、主任等の幼児教育理解を支援します。

〔 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認定こども園 〕

- 組織マネジメントを通して、職員の力が最大限に発揮される人的配置を心がけましょう。
- 職員全員で組織的に園の教育・保育を行いましょう。
- 園長、主任は、幼児期にふさわしい教育が行われるように専門性を高め、園全体の質の向上を図りましょう。



基本方針（3）特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする幼児については、専門機関や関係機関と連携しながら幼児の実態に応じた適切な支援をすることが大切です。個別の指導計画や個別の教育支援計画も活用しながら、小学校等へとつなげていく必要があります。また、合理的配慮（※5）の不提供の禁止が法的に義務付け（※6）られることから、よりきめ細やかな支援が求められます。

目標 8 個別の配慮が必要な幼児に対する支援の充実

〔 県 〕

- 個別の配慮が必要な幼児の指導方法等に関する研修会や協議会を実施します。
- 個別の指導計画（※7）・個別の教育支援計画（※8）の必要性を周知します。
- 特別支援学校による相談等の支援についての周知の充実を図ります。
- 5歳児検診の実施を奨励して、早期の個別の教育相談や支援に努めます。

〔 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 市町村 〕

- 特別支援教育の理解を深めましょう。
- 特別支援教育コーディネーターや保育コーディネーターを中心に組織的な支援を行いましょ。
- 個別の指導計画・個別の教育支援計画を作成しましょう。
- 教育的ニーズに応じた個別の支援を行いましょ。
- 保護者と連携しながら、組織的な支援を行いましょ。
- 専門機関の助言等を生かして、支援の改善を図りましょ。
- 市町村は、5歳児検診の実施を検討しましょ。

（※5）合理的配慮

障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

（中教審初等中等分科会報告H27.4抜粋）

(※6) 法的に義務付け

平成25年度6月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が成立され、平成28年4月1日から、公立学校において合理的配慮の不提供の禁止が法的義務になる。（私立学校は、努力義務）

(※7) 個別の指導計画

指導を行うためのきめ細かい計画のこと。幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

(※8) 個別の教育支援計画

他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画のこと。一人一人の障がいのある子どもについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を学校が中心となって作成。作成に当たっては関係機関との連携が必要。また保護者の参画や意見等を聴くことなどが求められる。

県内の特別支援学校

特別支援学校では、障がいのある子どもさんへの家庭での接し方や教育について、いつでも相談に応じています。

学 校	障 が い	電 話 番 号
盲学校（※）	視覚障がい	097 (532) 2638
聾学校（※）	聴覚障がい	097 (543) 2047
別府支援学校	肢体不自由、病弱	0977 (24) 0108
別府支援学校鶴見校（※）	肢体不自由	0977 (21) 1349
別府支援学校石垣原校	病弱	0977 (24) 6060
宇佐支援学校	知的障がい、重複障がい(知的障がい、肢体不自由)	0978 (32) 1780
中津支援学校	知的障がい、重複障がい	0979 (22) 0550
日出支援学校	知的障がい、重複障がい(知的障がい、肢体不自由)	0977 (72) 2305
南石垣支援学校	知的障がい	0977 (23) 3454
由布支援学校	知的障がい、重複障がい(知的障がい、肢体不自由)	097 (582) 0326
新生支援学校	知的障がい、重複障がい(知的障がい、肢体不自由)	097 (541) 0336
大分支援学校	知的障がい、重複障がい(知的障がい、肢体不自由)	097 (527) 2711
臼杵支援学校	知的障がい、重複障がい(知的障がい、肢体不自由)	0972 (62) 3930
佐伯支援学校	知的障がい、重複障がい(知的障がい、肢体不自由)	0972 (28) 3144
竹田支援学校	知的障がい、重複障がい(知的障がい、肢体不自由)	0974 (63) 0722
日田支援学校	知的障がい、重複障がい(知的障がい、肢体不自由)	0973 (24) 2000

※盲学校、聾学校、別府鶴見支援学校鶴見校は、幼稚部を設置

トピック 7

保育コーディネーター

県では、全国に先駆けて保育コーディネーターの育成を行っています。

保育コーディネーターは、特別な配慮が必要な幼児や家庭に応じた専門的な支援を行うとともに、関係機関と連携して、適切な時期に適切な支援につなげることができる専門的保育者です。

- 役割**
- (1) 相談技術向上による家庭支援
 - (2) 問題解決に向けた園内のコーディネート
 - (3) 園内だけでは解決できないケースの専門機関との連携

認定要件 「保育コーディネーター」の認定は、県が実施している全7回の「保育コーディネーター養成研修」を修了する必要があります。

研修内容 全7回（全体研修を4回、ブロック別の研修を3回）

- ・ 保育所等に求められる役割と期待
- ・ 子育て支援サービス
- ・ 相談援助技術
- ・ 障がい児支援
- ・ 要保護児童支援
- ・ 地域における子育て支援
- ・ 配慮が必要な家庭への支援
- ・ 上記内容に関連した現場研修
- ・ 保育コーディネーターの役割 など

※修了者には認定書交付

対象 県内保育所及び認定こども園に勤務する主任保育士または主任保育士と同等の能力を有する者

事務局 大分県保育連合会
(委託先) 097-551-5513



(問い合わせ) 大分県福祉保健部こども子育て支援課 幼保連携推進班 097-506-2709

(大分県HP参照)

基本方針（４）関係機関等との連携の推進

幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る上で大切なことは、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の連携です。互いの教育・保育の内容を理解することや幼児同士、幼児と児童の交流等によって子どもの育ちをつなげていくことで、小1プロブレムの解消にもつながります。また、保護者や地域社会との連携は、「開かれた園づくり」を推進する上で充実が求められています。

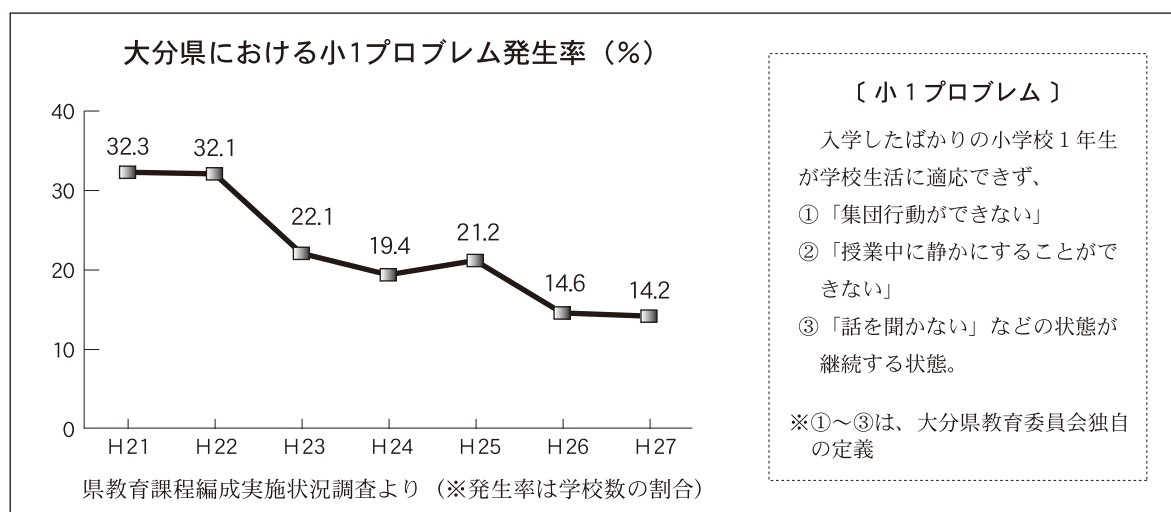
目標 9 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の連携の充実

〔 県 〕

- 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の連携、交流活動を促進します。
- 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に関する研修会の実施と市町村実施の研修等を支援します。
- 小学校教諭の幼稚園等施設への派遣研修等の人事交流を促進します。

〔 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 小学校 ・ 市町村 〕

- 互いの教育・保育内容について理解を深めましょう。
- 同じ校区の幼稚園等施設、小学校との交流活動や市町村が主催する幼保小連携に関する研修会に積極的に参加しましょう。
- 交流活動を年間計画に位置付け、連携を推進しましょう。
- 市町村は、域内の幼小接続の状況を把握して、幼小連携の充実を図りましょう。



市町村の幼小接続の状況

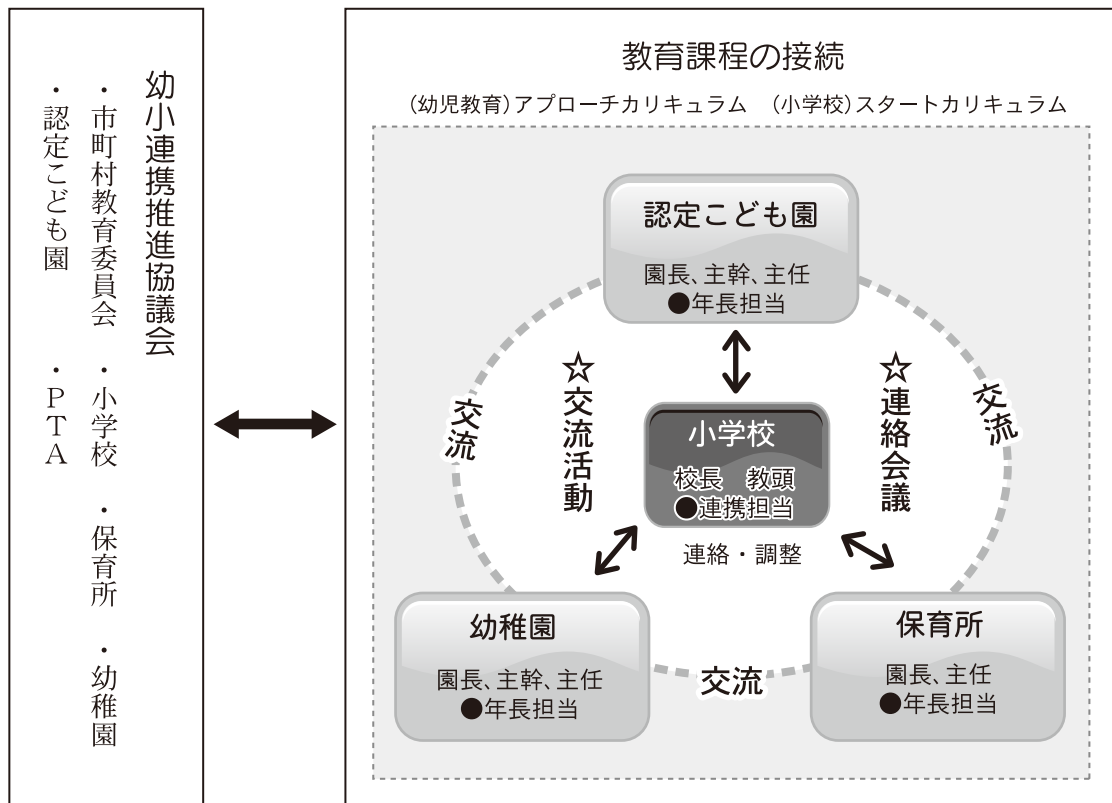
段階	取組内容	市町村
ステップ0	連携の予定・計画がまだ無い。	—
ステップ1	連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。	—
ステップ2	年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。	8
ステップ3	授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われている。	7
ステップ4	接続を見通して編成・実施された教育課程について、実施結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。	3

(平成26年度幼児教育実態調査)

※ 幼小接続…幼児教育（幼稚園、保育所、認定こども園）と小学校の接続を表している。

※ 幼小接続は、ステップ4の段階になることが望めます。

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携組織図



●…連携担当

目標 10

家庭や地域社会との連携の充実

〔県〕

- 地域との連携を進める「開かれた園づくり」を推進します。
- 園長、主任を対象とした園の運営管理に関する研修会を実施します。

〔市町村・幼稚園・保育所・認定こども園〕

- 家庭や地域の方々に園開放日等を周知して、園の教育・保育活動の理解へ向けた取組を進めましょう。
- 家庭や地域の方に園の参観や教育活動に参加してもらい、連携しながら教育・保育を行いましょよう。
- 園便りやホームページを活用して、教育・保育活動を地域に広報しましょう。



基本方針（5）子育て支援の充実

子育てについては、保護者が第一義的に責任を有することを基本としながら、在園する幼児の家庭に対する支援を行う必要があります。また、地域の子育て支援の拠点としての役割が求められていることから、在園しない地域の幼児や保護者に対する支援も期待されています。

目標 11

子育て支援の拠点としての役割の充実

〔県〕

- 認定こども園はもとより、幼稚園等が地域における子育て支援の拠点としての役割を果たせるよう周知を図ります。
- 幼稚園における預かり保育を推進します。

〔幼稚園・保育所・認定こども園〕

- 幼児の育ちを通して、保護者と子育ての喜びを共有しましょう。
- 子育て相談日や園庭開放日などを設定して、地域に開放しましょう。

地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するため、市町村が公共施設や保育所、児童館など地域の身近な施設に「地域子育て支援拠点」を設置しています。（設置している市町村によって、「子育て支援センター」、「こどもルーム」、「ひろば」などの名前で呼ばれています。）

（運営）市町村または社会福祉法人、NPO法人等への委託

（活動）・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

・子育てに関する相談、援助の実施

・地域の子育て関連情報の提供

・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

（大分県HP参照）

目標 12

家庭の教育力の支援の充実

〔県〕

- 子育て世帯の保護者を対象とした講演会等を実施します。
- 協育（※9）ネットワークを推進します。

〔幼稚園・保育所・認定こども園〕

- 保護者が子育てに喜びを感じることができるように連携しましょう。
- 保護者が園の教育活動に参加できる機会を整えましょう。

（※9）協育

「協働して育てる」という意味の造語。県では「学校、家庭、地域が連携して、それぞれの教育機能を補完・融合し、協働して子どもを育てていくこと」と位置づけている。



各園で保護者等に説明する時に印刷・配布して使用できます。

保護者の皆様へ

大分県では、グローバル社会を生き抜く子どもたちの生きる力を育てるため、幼児教育におけるめざす子どもの姿を『しんけん遊ぶ子』と設定して、幼児教育を充実させていきます。

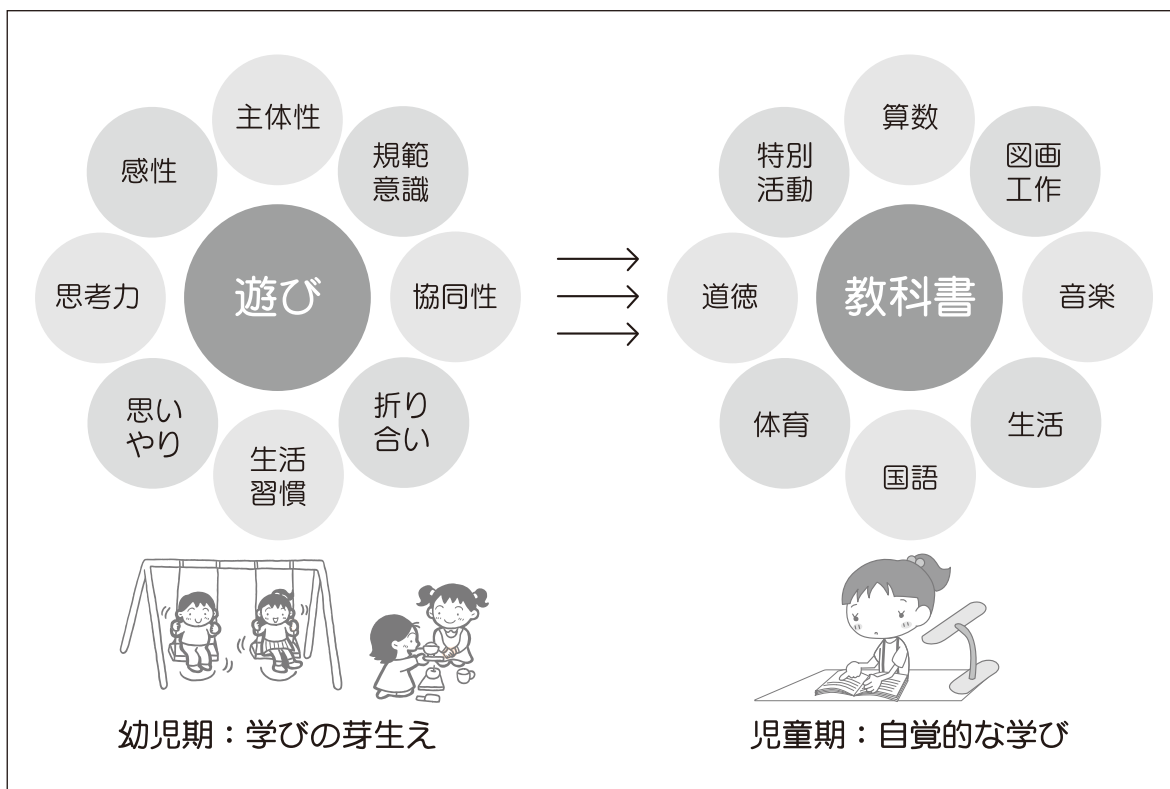
大分県のめざすこどもの姿

しんけん遊ぶ子

幼児教育では、「遊び」を中心とした生活を通して、生きる力の基礎を育てています。園の生活の大部分を占める遊び自体が、子どもたちにとっての学びの場です。

小学校就学前までに、「文字を書けるようになるためにドリルをしたほうが・・・」「足し算や引き算など計算ができた方が・・・」という声を聞きますが、大切なのは、小学校以降の学びにつながる心情・意欲・態度や思考力・判断力・表現力等の芽生えなどの生きる力の基礎を『遊び』を通して育てることです。そのために、各園の先生方は、子どもたちに寄り添いながら、専門的な知識をもとに意図的・計画的な指導を行っています。

(幼児教育の範囲は、幼稚園・保育所・認定こども園において行われる教育・保育です。)



(大分県教育委員会)

「大分県幼児教育振興プログラム改訂会議」委員

	所 属	役 職	氏 名
1	大分大学教育福祉科学部	准 教 授	田中 洋
2	大分県市町村教育長協議会	会 長	三浦 享二
3	大分県小学校長会	研究副部長	杉本 緑
4	大分県国公立幼稚園・こども園会	会 長	三宮 知恭
5	大分県私立幼稚園連合会	会 長	土居 孝信
6	大分県保育連合会	理 事	首藤 尚紀
7	大分県認定こども園連合会	事務局 長	内野 眞奈美
8	大分県臨床心理士会	事務局 長	飯田 法子
9	大分県国公立幼稚園・こども園PTA連合会	会 長	清松 督雄
10	大分県私立幼稚園PTA連合会	会 長	河津 勇成
11	大分県教育庁	教育次長	落合 弘
12	大分県福祉保健部こども子育て支援課	課 長	飯田 隆次
13	大分県教育庁義務教育課	課 長	後藤 榮一

改訂会議日程

第1回改訂会議	平成27年11月12日	大分県庁舎別館	教育委員室
第2回改訂会議	平成27年12月22日	大分県庁舎別館	教育委員室
第3回改訂会議	平成28年 1月14日	大分県庁舎別館	教育委員室

写 真 協 力

認定こども園緑ヶ丘第二幼稚園（日田市）
 大分大学教育福祉科学部附属幼稚園
 公益財団法人ソニー教育財団「科学する心」を見つけようフォトコンテスト

大分県幼児教育振興プログラム (改訂版)

平成 28 年 (2016) 3 月 発行

編集・発行者 大分県教育委員会
〒870-8503 大分市府内町 3-10-1
TEL 097-536-1111
印刷所 尾花印刷株式会社